

災害等で列車が運休した場合のエコレールマーク認定継続に関わる特例措置（災害特例）

1、目的

この規程は、エコレールマーク事業実施要項（実施要項）に定めるエコレールマーク商品またはエコレールマーク取組企業の認定を受け、公益社団法人鉄道貨物協会とエコレールマーク使用契約を締結した方（エコレールマーク使用者）が、エコレールマーク使用規程に基づき当該契約の更新を申込むにあたり、認定基準が満たされていることを確認すべき期間に、災害等で利用列車が運休した場合の特例について定めるものです。

2、適用条件

災害特例を適用しなければ実施要項に定める認定基準を満たせない場合かつ特例措置Cにあつては原則として災害等で利用列車が運休した期間が継続申請直近の約12カ月間に連続して1カ月間以上ある場合とします。

3、適用手続

エコレールマーク使用者において希望する特例措置（A～C）を選択し、それぞれに定められた計算方法等に従い作成した申込に必要な書類を提出し、実施要項又は本特例に規定する認定基準が満たされていれば、認定継続とし、契約の更新とします。

4、用語の意義

①陸上貨物輸送数量等

当該認定商品又は当該認定企業における、500km以上の陸上貨物輸送の数量または数量×距離、もしくは全陸上貨物輸送の数量または数量×距離とします。

②鉄道貨物輸送数量等

当該認定商品又は当該認定企業における、500km以上の鉄道貨物輸送の数量または数量×距離、もしくは全鉄道貨物輸送の数量または数量×距離とします。

③鉄道不通期間

災害等によりエコレールマーク使用者の利用列車が運休した期間とします。

④鉄道利用回復期間

鉄道不通期間が解消した以降、エコレールマーク使用者において、運転再開した利用列車の利用水準を鉄道不通期間発生前に復するまでの期間とします。なお、この期間は原則として3カ月を期限とし、災害等の規模により延長することがあります。

⑤継続審査対象期間

継続申請直近の約12カ月間とします。

⑥準継続審査対象期間

継続申請直近の約24カ月間から、エコレールマーク使用者において連続する1カ月間以上の鉄道不通期間を含まないように選定した連続する約12カ月間とします。

5、特例措置A（鉄道不通期間を除外した期間の実績数値で申請）

申請する陸上貨物輸送数量等及び鉄道貨物輸送数量等について、継続審査対象期間ではなく、継続審査対象期間から鉄道不通期間を除いた期間の実績数値について、申請することができます。この場合、実施要項第2章3.（3）に規定する取組企業の認定基準は、当該期間中における実績数値を、365から鉄道不通期間の日数差し引いた日数で除し、これに365を乗じた数量で年間1万5千トン以上または、数量×距離で年間1,500万トンキロ以上とします。

6、特例措置B（鉄道不通期間及び鉄道利用回復期間の実績数値を補正した値で申請）

申請する陸上貨物輸送数量等及び鉄道貨物輸送数量等について、継続審査対象期間のうち、鉄道不通期間及び鉄道利用回復期間は、当該期間の前年同期の実績数値または災害等の発生直近の実績数値により当該期間において見込まれた数値を、当該期間の実績数値としてそれぞれ申請することができます。

7、特例措置C（連続する1カ月間以上の鉄道不通期間を含まない期間の実績数値で申請）

申請にあたって、継続審査対象期間ではなく準継続審査対象期間における陸上貨物輸送数量等及び鉄道貨物輸送数量等の実績数値で申請できます。なお、準継続審査対象期間においても鉄道不通期間及び鉄道利用回復期間があり、そのために認定基準を満たせない場合、本特例措置Aまたは本特例措置Bにおける「継続審査対象期間」を「準継続審査対象期間」に読み替えて、これを適用することができます。

8、各特例措置における計算方等

鉄道不通期間が一時的であること、エコレールマーク使用者の事由により発生するものでないこと、統計の取り方には企業による相違があること等から、本特例措置に定める期間での計算が困難な場合には本特例措置の主旨を逸脱しない範囲で変更することができます。また、鉄道不通期間、鉄道利用回復期間における各貨物輸送数量等について企業により本特例措置による計算方が不合理な場合もあることから、その範囲内でエコレールマーク使用者が合理的とする各貨物輸送数量等の実情に応じた計算ができます。

附記

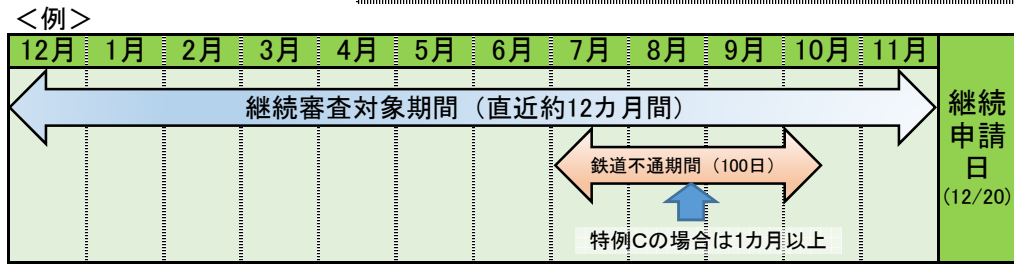
1. 2018年12月13日 制定施行

エコレールマーク認定継続に関わる災害特例等について

Point 災害特例は現行の規程に対する特例を定めるものです。対象は既に認定を受けている商品・企業です。災害特例の適用にはいくつか条件があります。

適用条件

災害特例を適用しなければ実施要項に定める認定基準を満たせない場合かつ特例措置Cにあっては原則として災害等で利用列車が運休した期間が継続申請直近の約12カ月間に連続して1カ月間以上ある場合とします。

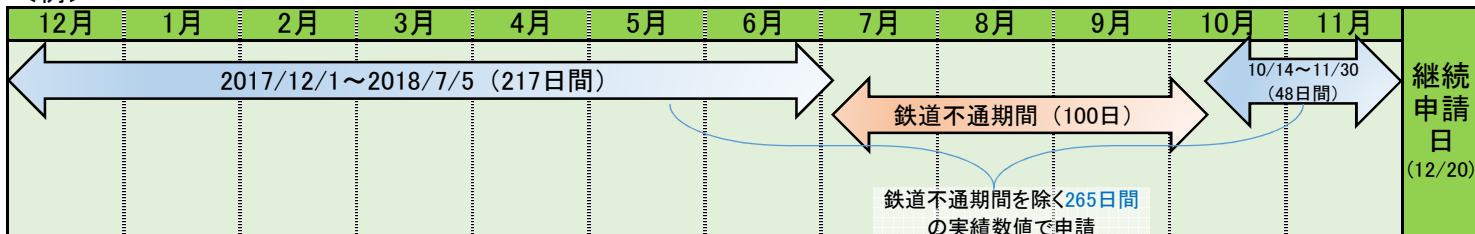


特例措置A

Point 所定の約12カ月間ではなく鉄道不通期間を除外した期間の実績数値(陸上貨物輸送数量等、鉄道貨物輸送数量等)で申請できます。

- ◆ エコレールマーク商品 ⇒ ⇒ 継続審査対象期間のうち**鉄道不通期間(例:100日)以外**の期間の実績数値で算定し、鉄道利用シェア30%以上であれば認定継続
 - 265日間の鉄道貨物輸送数量等 / 265日間の陸上貨物輸送数量等 $\geq 30\%$
- ◆ エコレールマーク取組企業 ⇒ ① 継続審査対象期間のうち**鉄道不通期間(例:100日)以外**の期間の実績数値で算定し、鉄道利用シェア15%以上であれば認定継続
 - ② 継続審査対象期間のうち鉄道不通期間以外の実績が**年間に換算して**、15千トン(または1,500万トンキロ)以上であれば認定継続
 - 265日間の鉄道貨物輸送数量等 / 265日間の陸上貨物輸送数量等 $\geq 15\%$
 - (265日間の鉄道貨物輸送数量等 / 265日) $\times 365$ (年換算) ≥ 15 千トン(or 1,500万トンキロ)

<例>

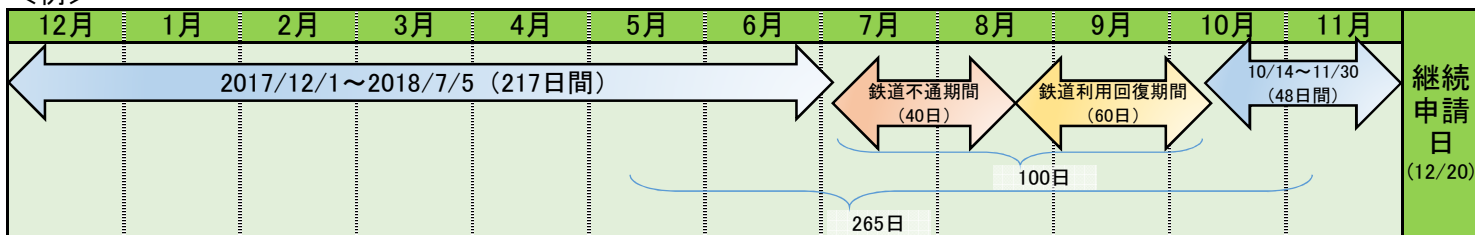


特例措置B

Point 所定の約12カ月間のうち鉄道不通期間及び鉄道利用回復期間の実績数値を前年同期または災害発生前の実績数値で補正した値で申請できます。

- ◆ 補正できる期間 ⇒ ⇒ **鉄道不通期間及び鉄道利用回復期間(原則最大3カ月)**の両方
- ◆ 補正できる実績数値 ⇒ ⇒ **陸上貨物輸送数量等(鉄道シェア計算上の分母)及び鉄道貨物輸送数量等(同分子)**の両方
補正値は、**前年同期間又は災害発生直近の実績に基づく当該各期間の見込値**。
- ◆ 継続審査 ⇒ ⇒ 補正可能な期間について補正した値を用いて計算した結果が以下を満たせば認定継続
 - ① (265日間の鉄道貨物輸送数量等 + 100日間の補正値) / (265日間の陸上貨物輸送数量等 + 100日間の補正値) $\geq 15\%$ (取組企業) or 30%(商品)
 - ② 265日間の鉄道貨物輸送数量等 + 100日間の補正値 ≥ 15 千トン(or 1,500万トンキロ)(取組企業)

<例>



特例措置C

Point 連続する1カ月間以上の鉄道不通期間を含まない約12カ月間の実績数値で申請することができます。

「継続審査対象期間」ではなく、「**準継続審査対象期間**」における実績数値(陸上貨物輸送数量等、鉄道貨物輸送数量等)にもとづき、継続認定の可否を判断します。

なお、**準継続審査対象期間**においても**鉄道不通期間(連続して1カ月以上の場合を除く)**のあるときは、本特例措置Aまたは特例措置Bにおける「継続審査対象期間」を「**準継続審査対象期間**」に読み替えて、これを適用できます(特例措置A又は特例措置Bと重複適用できます)。

<例>

